

住宅用火災警報器交換修繕仕様書

1	修繕名称	住宅用火災警報器交換修繕
2	施行場所	<p>公郷アパート・八幡ハイム</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市営住宅公郷アパート 70戸 横須賀市公郷町4-58 ・横須賀市営八幡ハイム 280戸 横須賀市久里浜3-1 <p>)</p> <p>* 別添「案内図・位置図」のとおり</p>
3	修繕物件	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用火災警報器(煙式) 1,043個 * 電池式(10年対応)・音声式 ・住宅用火災警報器(熱式) 350個 * 電池式(10年対応)・音声式
4	修繕内容	仕様書別紙のとおり
5	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
6	特記事項	仕様書別紙のとおり
7	契約方法	総価による物件修繕請負契約
8	支払方法	修繕完了後、一括払い
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	都市部市営住宅課 市原 電話:046-822-8415

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

(1) 施行場所

横須賀市公郷町4-58 市営公郷アパート 70戸
横須賀市久里浜3-1 市営八幡ハイム 280戸

(2) 修繕物件

以下の性能を満たすもの

- ① 住宅用火災警報器（煙式） 1,043個（公郷アパート210個・八幡ハイム833個）
作動方式：光電式2種
警報音・音声警報：ピーク値1mにて約90dB
電源：電池式
電池寿命：約10年
電池切れ警報期間：約1週間
使用温度範囲：0℃～40℃
その他：警報停止ボタンを押すと警報が停止すること。
煙がなくなると自動的に警報が停止すること。
- ② 住宅用火災警報器（熱式） 350個（公郷アパート70個・八幡ハイム280個）
作動方式：定温式（特種65℃相当）
警報音・音声警報：ピーク値1mにて約90dB
電源：電池式
電池寿命：約10年
電池切れ警報期間：約1週間
使用温度範囲：0℃～40℃
その他：警報停止ボタンを押すと警報が停止すること。
熱がなくなると自動的に警報が停止すること。

(3) 修繕内容

交換目安時期が到来した住宅用火災警報器を交換する。

(4) 履行期間

契約の日から令和6年3月15日まで

(5) 特記事項

- ① 設置する火災警報器は、火災予防条例第43条第5項に基づく技術上の規格に適合したものであること。
- ② 本契約には、交換に伴い不要になる既設火災警報器の引き取り及び処分を含むものとする。
- ③ 不要の既設火災警報器は、関係法令に基づき適正に処分すること。
- ④ 事前に入居者へ業務内容、工期、訪問日時及び業者の連絡先等を周知すること。
- ⑤ 交換した際は、作業完了確認書（様式1）に入居者から署名又は押印をもらい、発注者へ提出すること。
- ⑥ 周知した訪問日時に入居者が不在だった場合は、日時を変えて3回以上訪問すること。
入居者が不在だった場合は、作業完了確認書（様式1）の備考欄に訪問日及び訪問時間を記載すること。
- ⑦ 警報器の交換前及び交換後の写真を発注者へ提出すること。
なお、提出する写真は、各棟ごとに6戸以上とすること。
- ⑧ 現地状況等により設置ができない場合は、火災警報器を発注者へ納入すること。

公郷アパート 案内図・位置図

【案内図】

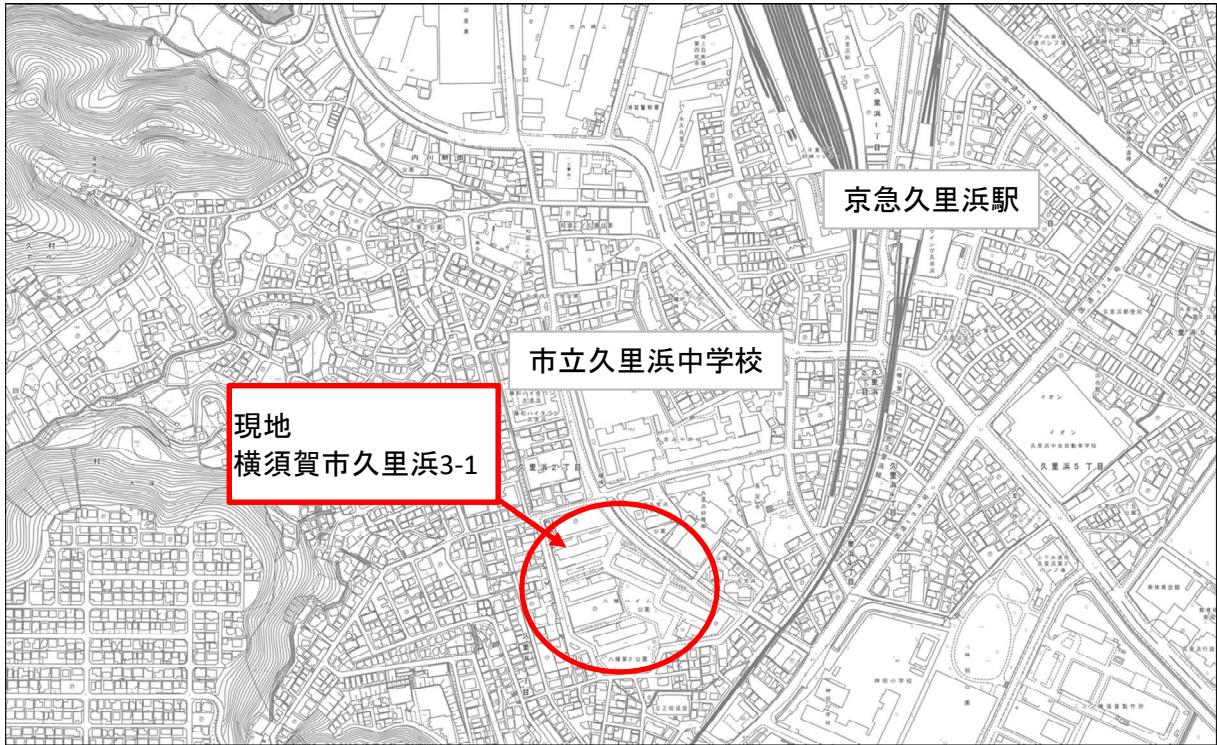


【位置図】



八幡ハイム 案内図・位置図

【案内図】



【位置図】

